平成30年4月1日改正

鯖江市企業立地促進助成金

助成金等名称および対象経費	対象区分	製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業				ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附随サービス業		その他の要件
	適用区域	用途地域		用途地域以外		市内全域		
	立地形態	新　設	移設・増設	新　設	移設・増設	新設	移設・増設	
用地取得助成金 〔対象経費〕 工場等の建設に要する用地取得費および造成費 （仲介手数料、登記手数料を除く）	助成額および限度額等	30% 限度額1億円 ※移設にあっては、新たに取得した用地の敷地面積から、旧工場の用地の敷地面積を控除した面積に新たに取得した用地の平均単価を乗じて得た額の30%以内の額		15% 限度額1億円 ※移設にあっては、新たに取得した用地の敷地面積から、旧工場の用地の敷地面積を控除した面積に新たに取得した用地の平均単価を乗じて得た額の15%以内の額		30% 限度額１億円 ※移設にあっては、新たに取得した用地の敷地面積から、旧オフィスの用地の敷地面積を控除した面積に新たに取得した用地の平均単価を乗じて得た額の30%以内の額		（1）用地取得後2年以内に操業を開始し、その日から引き続き1年以上操業していること。 （2）公害防止の措置がなされていること。但し、鯖江市公害防止条例（平成13年鯖江市条例第26号）に定める特定工場については、市長に届出をすること。 （3）鯖江市景観条例（平成25年条例第11号）に定める届出の対象となる場合は、景観形成基準を遵守し、市長に届出をすること。 （4）市税を完納していること。
	面積要件	用地取得面積2,000㎡以上 または建設する工場等の延べ面積1,000㎡以上		用地取得面積4,000㎡以上または建設する工場等の延べ面積2,000㎡以上	用地取得面積2,000㎡以上または建設する工場等の延べ面積1,000㎡以上	面積要件なし		
	新規雇用要件	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	1人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	
工場等建設促進助成金 〔対象経費〕 工場等の建設費および償却資産等の取得費 （償却資産については、適用決定から操業開始前までの期間に取得した資産に限るものとし、取得後２年を経過した土地および直接事業の用に供しない資産、適用決定前または操業開始後に取得した事業用の資産に係るものを除く。）	助成額および限度額等	固定資産税額2年分（工場・設備分） ＜各年度の固定資産税額を当該年度に支給＞ ※課税免除対象家屋等を除く。						（1）取得後2年以内に操業を開始し、その日から引き続き1年以上操業していること。 （2）市税を完納していること。
	固定資産税の免除	3年間						
		※地域未来投資促進法の規定による主務大臣の確認を受けた施設、かつ、投下固定資産総額が1億円（農林漁業および関連業種5千万円）を超える場合						
	(1)面積要件等	用地取得、借地の合計面積2,000㎡以上 または建設、取得および賃借する工場等の合計延べ面積1,000㎡以上 または建物のみの投資額が1億円以上		用地取得、借地の合計面積4,000㎡以上または建設、取得および賃借する工場等の合計延べ面積2,000㎡以上	用地取得、借地の合計面積2,000㎡以上または建設、取得および賃借する工場等の合計延べ面積1,000㎡以上	面積要件なし		
	(2)投下固定資産総額 （土地、建物、設備）	1億円以上				2,000万円以上		
	新規雇用要件	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	1人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	
空き工場等活用助成金 〔対象経費〕 空き工場等の取得費および償却資産等の取得費 （償却資産については、適用決定から操業開始前までの期間に取得した資産に限るものとし、取得後２年を経過した土地および直接事業の用に供しない資産、適用決定前または操業開始後に取得した事業用の資産に係るものを除く。）	助成額および限度額等	固定資産税額2年分（土地・工場・設備分） ＜各年度の固定資産税額を当該年度に支給＞ ※移設にあっては、新たに取得した用地の敷地面積から、旧工場の用地の敷地面積を控除した面積に相当する固定資産税額						（1）取得後1年以内に操業を開始し、その日から引き続き1年以上操業していること。 （2）市税を完納していること。
	(1)面積要件等	取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上				面積要件なし		
	(2)投下固定資産総額 （土地、建物、設備）	要件なし				1,000万円以上		
	新規雇用要件	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	1人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	
環境整備助成金 〔対象経費〕 工場等建設、取得に併せて次に掲げる施設・設備等を設置する工事費 ・環境保全施設 （緑地、池等） 用地の25%以上（緑地20%以上）、または法律・条例で定める率以上 ・防災保安施設 （防火水槽、街路灯等）	助成額および限度額等	30% 限度額1,000万円				30% 限度額500万円		（1）操業開始の日から引き続き1年以上操業していること。 （2）操業開始後3箇月以内の設置であること。 （3）市税を完納していること。
	面積要件	用地取得面積2,000㎡以上または建設する工場等の延べ面積1,000㎡以上または取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上		用地取得面積4,000㎡以上または建設する工場等の延べ面積2,000㎡以上または取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上	用地取得面積2,000㎡以上または建設する工場等の延べ面積1,000㎡以上または取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上	面積要件なし		
	新規雇用要件	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	1人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	
雇用促進奨励金 〔対象経費〕 新規雇用者（鯖江市民）に係る人件費	助成額および限度額等	初年度新規雇用者２０万円/人　次年度新規雇用者１０万円/人（限度額１，０００万円） （当該新規雇用者が障がい者であるときは、一人につき初年度１０万円、次年度５万円を加算）						（1）市税を完納していること。 （2）次年度で助成を受ける場合には、初年度の新規雇用者が雇用要件の人数を下回らないこと。
	面積要件	用地取得、借地の合計面積2,000㎡以上 または建設、取得および賃借する工場等の合計延べ面積1,000㎡以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上		用地取得、借地の合計面積4,000㎡以上または建設、取得および賃借する工場等の合計延べ面積2,000㎡以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上	用地取得、借地の合計面積2,000㎡以上または建設、取得および賃借する工場等の合計延べ面積1,000㎡以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積600㎡以上	面積要件なし		
	新規雇用要件	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用） ※次年度の助成を受けるには2年以上雇用	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用） ※次年度の助成を受けるには2年以上雇用	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用） ※次年度の助成を受けるには2年以上雇用	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用） ※次年度の助成を受けるには2年以上雇用	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用） ※次年度の助成を受けるには2年以上雇用	1人以上 （鯖江市民、1年以上雇用） ※次年度の助成を受けるには2年以上雇用	
借地借家助成金 〔対象経費〕 工場等の建設に必要な用地および工場等の賃借料 （仲介手数料、登記手数料、権利金等を除く）	助成額および限度額等	（賃借）年間賃借料の50%（1回） 限度額300万円 ※借地における移設にあっては、新たに借地した用地の敷地面積から、旧工場の用地の敷地面積を控除した面積に、新たに取得した用地の平均単価の賃借料を乗じて得た額						（1）工場用地および工場賃借後2年以内に操業を開始し、その日から引き続き1年以上操業していること。 （2）公害防止の措置がなされていること。但し、鯖江市公害防止条例（平成13年鯖江市条例第26号）に定める特定工場については、市長に届出をすること。 （3）鯖江市景観条例（平成25年条例第11号）に定める届出の対象となる場合は、景観形成基準を遵守し、市長に届出をすること。 （4）市税を完納していること。
	面積要件	用地借地面積2,000㎡以上または賃借する工場等の延べ面積1,000㎡以上		用地借地面積4,000㎡以上または賃借する工場等の延べ面積2,000㎡以上	用地借地面積2,000㎡以上または賃借する工場等の延べ面積1,000㎡以上	面積要件なし		
	新規雇用要件	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	5人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	2人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	1人以上 （鯖江市民、1年以上雇用）	

【注意事項】
・助成金の申請は着手前（用地については売買契約前）に所定の手続き（適用申請書等の提出）が必要となります。
・助成金の支払いは、すべて操業開始1年後となります。

【用語説明】
・投下固定資産総額：工場等の建設に伴い、新たに地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に掲げる固定資産を取得するために要した費用の総額をいう。ただし、土地については、操業開始の日前2年以内に取得した土地をいい、償却資産については所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号までならびに第6号および第7号に掲げる資産（耐用年数1年未満のものおよび取得価格10万円未満のものを除く。）をいう。
・用地取得等面積　：工場等の用に供されるために取得等された土地の全面積をいう。
・延　べ　面　積　：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第4号に規定する面積をいう。
・新 規 雇 用 者　：適用申請日から操業開始日までに新たに雇用された者で、操業開始日から引き続き1年以上雇用が継続された当該工場等に勤務する市内に住所を有する者をいう。
・障　が　い　者　：障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号から第6号までに規定する者をいう。